

# 長建国保特集号

# 建設長崎

3 March  
号外  
2025年3月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます

発行 長崎県建設産業労働組合 〒852 8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095 862 7121 FAX 095 862 5281 発行責任者 若杉孝雄 編集人 古井宏樹 印刷 (株) 昭和堂 TEL 095 821 1234



## 第110回 組合会

# 令和七年度 事業計画・予算を決定

去る二月二十八日(金)、建設技能会館(建設長崎本部)において、各支部選出の組合会議員二十八名(定数三十七名)の出席の下、第一〇回組合会が開催され、令和六年度補正予算、令和七年度事業計画及び歳入歳出予算など、提案された全議案が決定されました。



組合会議長  
尾上正範氏  
(東長崎支部)

組合会の開会にあたり、理事会を代表して佐藤理事長は、国の令和七年度国保組合に係る補助金の状況と補助金確保への八ガキ要請行動への御礼。また、健康保険証の新規発行の廃止後の対応など本年度取り組むべき事業や課題等について報告と協力方へのお願がありました。

議事については、昨年九月の臨時組合会で議長に再任された尾上正範議長(東長崎支部)の進行の下、令和六年度決算見込等の報告の後、令和六年度補正予算、令和七年度事業計画及び歳入歳出予算案(二面参照)など、全六議案が提案され、本年四月からの保険料を含む新年度予算が決定されました。

された旨 本組合会に報告されました。

### 令和六年度決算見込

令和六年度は、予算編成当初、医療費の伸びを前年度比四・六六%と見込み、不足する支出経費約二億七、〇〇〇万円を保険料の引き上げと基金の繰入により補う予算編成としたところ、同年度の決算見込において、

## 令和七年度 保険料据置き

令和七年度の支出見込みでは、高齢者の医療費や介護給付費が全国的に毎年増加していることを受けて、当組合が負担する後期高齢者支援金や介護納付金については影響額を加味した予算計上となっています。一般医療費については、過去三カ年度の医療費の実績と令和六年度の医療費推計を勘案し、前年度比二・七七%増と見込んでいます。一方、収入面では、国庫補助金の定率分は前年度並みの補助水準で試算し、普通調整補助金は令和四年度の所得調査の結果により減

て、令和六年度医療費の伸びは、上半期医療費の実績及び年度後半のインフルエンス流行による影響を考慮し、前年度比二%増と見込み、予算当初を下回る見込みとなっています。決算剰余金としては、二億四、九二六万円となる見込みですが、前年度繰越金等を除いた単年度収支では、約七、〇〇〇万円の赤字となる見込みです。

額が見込まれますが、国の省令に基づき算出している。これらの試算を踏まえ、現行の保険料額で算出しますと単年度収支で約六、〇〇〇万円の不足が生じる見込みであり、依然として厳しい財政状況となっています。この不足額については、令和六年度決算見込みによる繰越金で補うこととし、令和七年度の保険料については、今日の建設業を取り巻く厳しい状況を勘案し、据え置くことといたしました。

# 令和七年度保険料決定

## 令和七年度賦課区分別保険料(月額)

### 1. 医療分及び後期高齢者支援金分保険料

(単位:円)

| 種別       | 区分                  | 令和七年度保険料 |        |         | 改定幅   |
|----------|---------------------|----------|--------|---------|-------|
|          |                     | 医療分      | 支援金分   | 計       |       |
| 組合員基本保険料 | 第1種(賃金・給与で就労する組合員)  | 14,700円  | 3,900円 | 18,600円 | 現行据置き |
|          | 第2種(建設業許可等を有しない事業主) | 19,100円  | 5,000円 | 24,100円 |       |
|          | 第3種(建設業許可等を有する事業主)  | 22,400円  | 5,900円 | 28,300円 |       |
|          | 第4種(第1種組合員で22歳未満の者) | 9,600円   | 2,500円 | 12,100円 |       |
|          | 第5種(第1種組合員で30歳未満の者) | 11,900円  | 3,400円 | 15,300円 |       |
| 家族保険料    | 家族1人につき(5人を限度)      | 3,800円   | 1,300円 | 5,100円  |       |

### 2. 介護分保険料

(単位:円)

| 種別      | 区分                      | 令和七年度保険料 | 改定幅   |
|---------|-------------------------|----------|-------|
| 第2号被保険者 | 40~65歳未満の者(一人につき、5人を限度) | 3,400円   | 現行据置き |



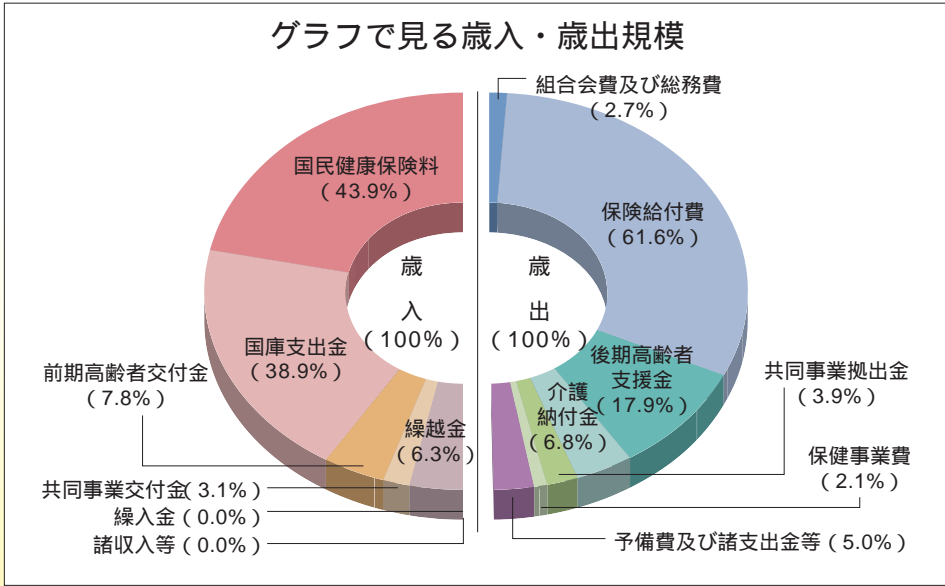
# 令和七年度予算総額三九億五、四〇〇万円

令和七年度の支出予算計上額は、法定に基づく後期高齢者支援金や介護納付金、一般医療費の伸び(二・七七増)を含む保険給付費等の支出経費を見込み、総額三九億五、三五七万六千円となっています。

収入では、現行保険料収入と、国庫補助については現行補助率定率三十二%(健保適用除外者は医療費十三%、後期と介護分は十六・四%)で見込んだところ、単年度収支で五、九八七

この不足する財源については、令和六年度決算見込みによる繰越金にて補填することとした予算となっています。

万円の財源不足が見込まれています。



|             | 本年度予算額    | 前年度予算額    | 比較      | 構成比   |
|-------------|-----------|-----------|---------|-------|
| 1. 国民健康保険料  | 1,733,823 | 1,801,704 | 67,881  | 43.9  |
| 2. 手数料      | 1         | 1         | 0       | 0.0   |
| 3. 国庫支出金    | 1,536,341 | 1,790,820 | 254,479 | 38.9  |
| 4. 前期高齢者交付金 | 309,372   | 229,899   | 79,473  | 7.8   |
| 5. 出産育児交付金  | 585       | 779       | 194     | 0.0   |
| 6. 県支出金     | 2         | 2         | 0       | 0.0   |
| 7. 共同事業交付金  | 122,904   | 105,293   | 17,611  | 3.1   |
| 8. 財産収入     | 7         | 7         | 0       | 0.0   |
| 9. 寄附金      | 1         | 1         | 0       | 0.0   |
| 10. 繰入金     | 0         | 100,000   | 100,000 | 0.0   |
| 11. 繰越金     | 249,267   | 40,980    | 208,287 | 6.3   |
| 12. 諸収入     | 1,273     | 1,766     | 493     | 0.0   |
| 歳入合計        | 3,953,576 | 4,071,252 | 117,676 | 100.0 |

|                 | 本年度予算額    | 前年度予算額    | 比較      | 構成比   |
|-----------------|-----------|-----------|---------|-------|
| 1. 組合会費         | 4,560     | 4,481     | 79      | 0.1   |
| 2. 総務費          | 102,865   | 102,322   | 543     | 2.6   |
| 3. 保険給付費        | 2,434,783 | 2,659,364 | 224,581 | 61.6  |
| 4. 後期高齢者支援金     | 706,494   | 726,675   | 20,181  | 17.9  |
| 5. 前期高齢者納付金     | 834       | 822       | 12      | 0.0   |
| 6. 介護納付金        | 269,651   | 288,093   | 18,442  | 6.8   |
| 7. 流行初期医療確保拠出金等 | 2         | 2         | 0       | 0.0   |
| 8. 共同事業拠出金      | 153,682   | 131,669   | 22,013  | 3.9   |
| 9. 保健事業費        | 81,402    | 78,938    | 2,464   | 2.1   |
| 10. 積立金         | 80,001    | 2         | 79,999  | 2.0   |
| 11. 公債費         | 100       | 100       | 0       | 0.0   |
| 12. 諸支出金        | 3,103     | 2,603     | 500     | 0.1   |
| 13. 予備費         | 116,099   | 76,181    | 39,918  | 2.9   |
| 歳出合計            | 3,953,576 | 4,071,252 | 117,676 | 100.0 |



理事長 佐藤 圭介

## 保健事業で健康づくり

来年度(令和七年度)の政府予算案が昨年十二月十七日に閣議決定されました。組合員の命綱である建設国保の安定運営と保険者機能の発揮に欠かすことのできない国保組合関係の来年度予算については、財務省の厳しい査定の中、仲間の皆様や地元選出国会議員の「尽力により現行補助水準を確保できる見通しとなりました」とりわけ夏と秋にご協力いただいた八ガキ

要請行動においても仲間とご家族の皆様の「建設国保は必要だ」という切実な思いが予算確保につながりました。仲間と家族の皆様には心より感謝申し上げます。

来年度の長建国保の事業運営を巡る背景として、来年四月からの少子化対策の財源の一つとして、医療保険料と一緒に「子ども子育て支援金」が保険料として徴収が開始されること、

そして昨年十二月二日で保険証の新規発行が廃止され、保険証に代わり「資格確認書」或は「資格情報のお知らせ」を各自の登録状況(マイナ保険証登録済か否か)に基づく交付事務等をはじめとしたマイナ保険証関連の実務の適正な管理運用等が課題として挙げられます。特に保険証廃止では、長年親しんできた保険証がなくなり仲間の皆様には組合に対する帰属意識の低下が懸念されることで、皆様にとりましては、医療機関窓口等でご不便をおかけしないよう今後適切な対応に努めてまいります。

このような状況を背景に、



令和七年度の事業運営としては、医療費高騰や高齢者支援金並びに介護費用の負担増が見込まれる中、保険給付事業や健康保持・増進のための保健事業を展開してまいります。所要の財源は皆様からの保険料収入と国庫補助を基本とし、不足する財源については令和六年度決算で見込まれる剰余金で全額賄うこととし、令和七年度においては保険料の引き上げは行わないこととさせていただきます。何よりも仲間とご家族皆様の健康が第一です。来年度も保健事業として、特定健診や巡回健診、人間ドック他、各種助成事業を実施しますのでぜひご活用下さい。

# 令和七年度保健事業

### 特定健診・保健指導

生活習慣病を中心とした疾病予防のため、特定健診・保健指導を実施します。県下六七〇の医療機関で受診できます。

### 特別健診

希望者を対象に特定健診の際、肺がん予防のための胸部X線検査を実施し、費用を助成します。

### 巡回健診時の各種オプション検査費用の助成

巡回健診の際、希望する各種がん検査等を受検した場合、その検査費用の一部又は全額を助成します。

### 人間ドック健診

被保険者組合員及び配偶者の方を対象に、人間ドック健診(一泊二日及び日帰り)を実施し、自己負担額を除く健診費用を助成します。

### 脳ドック健診

脳血管疾患のリスク判定のための脳ドック健診に係る費用の一部を補助します。補助対象者は、毎年四月一日現在で四〇歳以上の被保険者です。補助金額として、検査費

### 歯科健診

用が二万円を上限に費用を補助します。

歯・歯周疾患の予防と生活習慣病予防の意識啓発を図るため、歯科健診を実施します。

### 鍼灸マッサージ施術費助成

組合員が事前に手続きを行い、長建国保が指定する施術院で鍼・灸等の施術を受けた場合、その費用の一部を助成します。

### 指定温泉施設入浴料金の割引と助成

組合が指定する温泉施設の入浴料金を安く利用できる割引及び補助券の発行を行います。(補助券は長建国保組合員一世代あたり二〇枚を限度に交付し一回につき三〇〇円助成)。

### 新生児世帯への月刊情報誌の無料配布

出産された世帯に対し、赤ちゃんの健やかな成長のための月刊育児情報誌を無償配布いたします。

### 健康優良家庭の表彰

組合員、家族の健康管理促進事業として、年間無受診世帯を各支部大会で記念品を添えて表彰します。

### その他の保健事業

医療費通知、シネリック医薬品リーフレット、建設長崎が行うスポーツ大会等への助成、健康促進パンフレットの配布等、保健事業の各種助成制度をご利用の方は、所属支部事務所、又は長建国保までお問い合わせ下さい。

令和七年度からの変更点  
人間ドック(日帰り)の自己負担額の変更  
脳ドック  
インフルエンザ予防接種費用の助成額の変更  
常備薬配布の終了  
詳細は、改めて組合新聞等にてお知らせします。



【別表】届出が必要となる主な事由

(令和7年3月1日現在)

Table with 2 columns: 該当事由 (Main Reasons) and 提出いただく書類等 (Documents to Submit). Rows include family income, unemployment benefits, university enrollment, housing changes, health insurance, and address changes.

被保険者証等の更新時には、扶養家族皆様の資格等について、書類にて確認させていただきます。

扶養家族の現況確認 届出忘れがないようお願いします

資格確認を実施しています

長建国保に加入する家族(被保険者)の加入要件は、組合員の収入によりその世帯に属するご家族の生計が維持されていることが基本要件です。このことから、資格取得時や年に一度の保険証の更新等を通じて、ご家族の現況並びに収入の有無等について証明書類等により確認をしています。また、三月から四月にかけては就職等「ご家族に異動が多い時期となります。この時期に手続きが必要となる事例を「別表」に掲載していますので、該当する場合は、所属支部にて手続きをお願いします。

【注意下さい】

次の事項に該当する方は、扶養家族(被保険者)に該当しません

該当する場合は、速やかに所属支部へ届出下さい。パート・アルバイト、事業専従者、年金受給者の方で、年間総収入が二〇万円(六〇歳以上は一八〇万円)以上ある方又は見込まれる方

年間総収入には自営の事業所得金額も含まれます。修学や施設入所など一定の要件を除き組合員世帯を転出している方(組合員世帯の住民票を異動し、異動先で生活している方)

組合員(本人と同じ建設組合員)と同一建設業に従事している方又は法人役員として従事している方

資格喪失の手続きの際、返納してください。なお、組合員・家族の資格喪失後、被保険者証等(マイナ保険証を含む)を使用して医療機関等を受診した場合には、当組合が支払った医療費について返還請求を行うこととなりますので、ご注意ください。

被保険者証等は必ず返納ください

組合員の転職や、「家族の就職等による資格喪失後、対象者の被保険者証等、限度額適用認定証及び高齢者証」、「資格確認書」のことを指します。

各種届出はお早めに

～組合員世帯に次のような理由で異動等が生じた時は組合へ届出をお願いします～

下記届出にはマイナンバーが必要です。番号がわかるもの、本人確認書類等をお持ちください。被保険者証等とは「被保険者証」、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」のことを指します。

資格関係

Table with 4 columns: こんなとき (When), 提出いただく届出書等 (Documents to Submit), 添付いただく書類 (Attachments), 提出期限 (Deadline). Rows cover various events like joining, leaving, death, and address changes.

添付書類については、異動事由等により別途他の書類をお願いする場合があります。詳しくは長建国保事務局または組合各支部までお問い合わせ下さい。

# 法人事業所は

## 健康保険適用除外の承認が必要ですよ

健康保険法により法人事業所(常時従業員五人以上を有する個人事業所を含む)以下「法人事業所等」という。については、社会保険(健康保険と厚生年金)の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への加入が義務付けられています。

ただし、次のような場合には、法人事業所等の事業主は、「健康保険適用除外承認申請書」を事実発生日から十四日以内に所轄の年金事務所に届出し、承認を受けることで、健康保険の適用は除外され長建国保に加入することができます(年金は厚生年金が適用)。

長建国保の組合員が法人事業所等の事業主として事業を開始する場合、健康保険適用除外の承認を受けている事業所が新たに雇用する従業員を長建国保に加入させる場合に、この健康保険適用除外承認申請書は、事実発生(雇用日、法人設立日等)から十四日以内

健康保険の適用事業所が長建国保の組合員を雇用了らば、長建国保の組合員として加入することになります。個人事業所等、長建国保の加入者を含む従業員数が常時五人以上となった場合は、健康保険の適用事業所として、十四日以内に年金事務所に提出しなければなりません。やむを得ない理由により、十四日以内に届出ができない場合は、理由書の添付が必要となります。やむを得ない理由には、天災地変や事故、事業主の入院や家族の看護、登記等の事務手続き、離島他、事業主の責によらない事由とされています。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

未申請者は資格喪失

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし、長建国保の組合員(被保険者)資格は喪失となり、社会保険が強制適用となります。

## 令和六年度 組合員就労状況調査

### 証明書類の提出はお済みですか？

#### 未提出者は資格喪失

令和六年度に実施しました組合員就労状況調査(組合員資格再点検調査)につきましては、調査対象組合員の皆様には「建設業に従事していることを証明する書類」の提出をお願いしていただいております。まだ提出されていない組合員の方は、早急に所属支部へ提出して下さい。

なお、提出されない場合は、組合加入の無資格者として被保険者証等を返還の上、資格喪失となります。証明書等、ご不明な点は所属支部までお問い合わせください。

また、組合加入後、建設業を廃業または建設業以外の職種に転職された方は、速やかに組合各支部へ届け出ください。

### 所得調査の実施が予定されています

今年度は厚生労働省による定期的に行われている国保組合を対象とした所得調査が実施される年にあたり、調査対象は各都道府県が政令で定めた方法で抽出した組合員世帯(二千世帯)が対象となり、マイナンバーを利用した情報連携により実施されます。

この調査は、国保組合に加入する組合員、家族の市町村民税の課税標準額(所得額等)を調査するもので、その結果によって出された国保組合の財政指数により現在交付されている普通調整補助金の補助率を判定するための調査です。

### 被保険者証等の有効期限は7月31日です。

今、お持ちの被保険者証または資格確認書の有効期限は七月三十一日までとなっています。

本年の保険証の更新については、昨年十二月の健康保険証の新規発行が廃止された後、初めての更新となります。

本年は、保険証に代わり、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するための登録状況により、登録されている方には「資格情報のお知らせ」を、登録されていない方には「資格確認書」を七月に郵送にて交付する予定としています。

詳細については、改めてお知らせいたします。



## 加入資格は建設業のみ

### 加入資格の適正化対策

私たちの組合は、建設業に従事している建設労働者職人のための組合であり、建設業ではない方は加入できません。組合では、加入資格の適正化対策として職種の点検・確認を日常的に実施しています。

特に新規加入時における組合員資格の適用については、職種が確認できる書類の提出や自宅訪問を行うなど徹底した適正化対策に取り組んでいます。また、加入後に転職し建設業とは異なる職種に就いた場合もその時点で加入資格を失うこととなりますので、組合に届出するよう周知に努めています。

更に、厚生労働省に指導に基づき組合員の職種の再点検調査(就労状況調査)を定期的に実施し、証明書類による職種の点検・確認に努めています。

このように、組合は今後も引き続き職種の点検調査や異業種の紛れ込み防止等も含めて、資格の適正化対策の強化に取り組んでいきます。

長建国保は、建設技能者である組合員のための国民健康保険です。これら資格の適正化対策等の取り組みには組合員とご家族の皆様のご理解と協力が必要不可欠です。

私たちの命綱である長建国保の健全運営につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

#### 建設長崎組合加入職種一覧表

|       |         |        |           |
|-------|---------|--------|-----------|
| 建築大工  | 型枠大工    | 左官     | タイル工      |
| ブロック工 | 板金工     | 塗装工    | 看板工       |
| 建具工   | 木工      | 表具工    | 内装工       |
| 畳工    | サッシ工    | 屋根葺工   | 電気工       |
| 鳶工    | 土木工     | 解体工    | コンクリート圧送工 |
| 建設作業員 | 石工      | 鉄筋工    | 鉄骨工       |
| 配管工   | 洗管工     | ダクト工   | 断熱工       |
| 外装工   | 軽天工     | フェンス工  | 穿孔工       |
| 造園工   | 製材工     | 木工機械工  | 防蟻工       |
| 防水工   | 潜水工     | ボーリング工 | 築炉工       |
| 清掃工   | 建設機械運転士 | 設計士    | 建設溶接工     |
| 住宅機器  | 測量士     | 設備工    | 建設事務      |